

受付番号

公文書公開請求書

年 月 日

（あて先）板橋区長

住 所

郵便番号 ー

公開請求者 氏 名

（名称及び代表者名）

連絡先電話番号

板橋区情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公文書の件名 (公文書の件名または知りたい事項の内容を具体的に記入してください。)	公開方法の区分 (希望する方法の番号を○で囲んでください。)			
	1 閲覧	2 視聴	3 写し 交付	(4) 郵送 希望
	1	2	3	(4)
	1	2	3	(4)
	1	2	3	(4)
	1	2	3	(4)

以下は処理欄ですので記入しないでください。

次のとおり処理します。		課 長	係 長	担 当
諾否の決定区分	公開・部分公開・時限公開（年 月 日）・非公開（第6条第1項 号該当）			
決定月日等	年 月 日 決定		年 月 日 通知	
公開日	年 月 日	公開場所	区政情報課・その他（ ）	
所管部課	部	課	写しの枚数	枚

第2号様式（第4条関係）

公文書公開通知書

第 号
年 月 日

様

（ 実施機関名 ）

年 月 日にあなたから公開請求がありました公文書については、次のとおり公開いたします。

公文書の件名	公開の方法
	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付
	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付
	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付
	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付
公開日時及び場所	年 月 日以降、午前8時30分から午後5時00分までの間に、区政情報課にお越しく下さい。 (連絡先) 板橋区政策経営部区政情報課 電話 03(3579)2020

<お願い>

公文書の閲覧、視聴又は写しの交付を受ける際には、この通知を係員にお示しく下さい。

第3号様式（第4条関係）

公文書部分公開通知書

第 号

年 月 日

様

（ 実施機関名 ）

年 月 日にあなたから公開請求がありました公文書については、次のとおり公開いたします。
ただし、該当の公文書には、公開できない部分がありますのでご承知ください。

公文書の件名	
公開の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付
公開できない部分 及び理由	(公開できない部分の概要) 板橋区情報公開条例第6条第1項 号該当 (理由)
公開の日時及び場所	年 月 日以降、午前8時30分から午後5時00分までに、区政情報課にお越しください。 (連絡先) 板橋区政策経営部区政情報課 電話 03(3579)2020

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、板橋区長に対して、不服申立て「異議申立て・審査請求」をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から1年を経過すると「異議申立て・審査請求」をすることができなくなります。）

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、板橋区長に対して「異議申立て・審査請求」をした場合には、当該「異議申立て・審査請求」に対する「決定・裁決」があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

〈お願い〉 公文書の閲覧、視聴又は写しの交付を受ける際には、この通知を係員にお示しください。

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

年 月 日にあなたから公開請求がありました公文書については、公開できませんので通知いたします。

公文書の件名	
公開できない理由	板橋区情報公開条例第6条第1項第 号該当 (理由)
公開できる予定のある場合の期限	年 月 日以降であれば、当該公文書の（全部・一部）を公開することができますので、同日以降改めて請求をしてください。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、板橋区長に対して、不服申立て「異議申立て・審査請求」をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から1年を経過すると「異議申立て・審査請求」をすることができなくなります。）

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、板橋区長に対して「異議申立て・審査請求」をした場合には、当該「異議申立て・審査請求」に対する「決定・裁決」があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式の2（第4条関係）

公文書不存在通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

年 月 日にあなたから公開の請求がありました公文書については、該当する公文書がありませんので通知します。

請求のあった公文書の件名又は内容	
備 考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、板橋区長に対して、不服申立て「異議申立て・審査請求」をすることができます。

（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から1年を経過すると「異議申立て・審査請求」をすることができなくなります。）

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、板橋区長に対して「異議申立て・審査請求」をした場合には、当該「異議申立て・審査請求」に対する「決定・裁決」があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式の3（第4条関係）

公文書存否応答拒否通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関の長）

年 月 日にあなたから公開の請求がありました公文書については、東京都板橋区情報公開条例第8条の規定により、次のとおり存否について回答せず、請求を拒否することとしたので通知します。

請求のあった公文書の件名又は内容	
備 考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、板橋区長に対して、不服申立て「異議申立て・審査請求」をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から1年を経過すると「異議申立て・審査請求」をすることができなくなります。）

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、板橋区長に対して「異議申立て・審査請求」をした場合には、当該「異議申立て・審査請求」に対する「決定・裁決」があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第4条関係）

公文書公開決定延期通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

年 月 日にあなたから公開請求がありました公文書については、板橋区情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開の可否の決定を延期しましたので、ご了承ください。

なお、決定をしたときは、その結果をすみやかに書面で通知します。

公文書の内容	
延期の理由	
最終延長期日	年 月 日

意 見 照 会 書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

東京都板橋区情報公開条例に基づき、次のとおり _____ に関する情報が記載された公文書の公開請求がありました。

本件公開請求に係る公文書の公開決定等についてご意見があれば、別紙「公開決定等に係る意見書」により、 _____ 年 ____ 月 ____ 日までに回答してください。

公開請求に係る公文書の件名及び作成年月日	
_____に関する情報の内容	
意見書提出先	板橋区政策経営部区政情報課 電話 03(3579)2020
備 考	

別紙

公開決定等に係る意見書

年 月 日

(実施機関名) 様

住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

連絡先電話番号

_____年____月____日付____号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

公文書の件名		
公開決定に対する反対意思の有無	有	無
意見（公開決定に反対する理由）		

公開決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

_____年__月__日付の_____に関する情報が記載された公文書の公開請求について、東京都板橋区情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書を公開することを決定したので通知します。

公文書の件名	
公開決定をした理由	
公開をする日	年 月 日
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、板橋区長に対して、不服申立て「異議申立て・審査請求」をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から1年を経過すると「異議申立て・審査請求」をすることができなくなります。）

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、板橋区長に対して「異議申立て・審査請求」をした場合には、当該「異議申立て・審査請求」に対する「決定・裁決」があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（問い合わせ先）板橋区政策経営部区政情報課
電話 3579-2020

情報公開事務手数料免除申請書

年 月 日

（あて先）

板橋区長

住所

申請者 氏名

（名称及び代表者名）

板橋区情報公開条例第13条第3項の規定に基づき、次のとおり事務手数料の免除を申請します。

申請 の 理 由	<p><input type="checkbox"/> 許可等の当事者である。（条例第13条第3項第1号に該当）</p> <p><input type="checkbox"/> 許可等の利害関係人で、営利目的でない。（条例第13条第3項第2号に該当）</p> <p><input type="checkbox"/> 公共又は公益目的の請求である。（条例第13条第3項第3号に該当）</p> <p><input type="checkbox"/> 板橋区手数料条例第5条に規定する事由に該当する請求である。</p>
-------------------	--

（注） 該当する□内にレ印を記入してください。

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付の公開決定等に対する不服申立てについて、東京都板橋区情報公開条例第14条の規定により、次のとおり東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問したので、通知します。

公文書の件名	
不服申立ての内容	
諮問をした日	年 月 日
備 考	

（問い合わせ先）板橋区政策経営部区政情報課

電話 03(3579)2020